

土地の形質の変更に係る届出書（第3条第7項）の形式審査基準

事 項	審 査 基 準	
様 式	<ul style="list-style-type: none"> 法令で指定されたものであること。 	
提出部数	<ul style="list-style-type: none"> 2部（正本1部、写し1部） 	
届出年月日	<ul style="list-style-type: none"> 届出の日であること。（土地の形質の変更の着手予定日より30日程度前であることが望ましい。） 	
住 所	<ul style="list-style-type: none"> 住所は、実質的に生活の本拠たる場所（客観的に生活の中心地であればよい。）をいい、法人については、主たる事務所又は本店の所在地を記載すること。 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）にいう住居番号を記載すること。 	
名称及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出義務者の名称及び氏名を記載すること。法人にあってはその名称及びその代表者の氏名をいう。 法人における代表者とは、法人の意志の決定又は実行に参与する地位にありその行為が法人の行為とみなされるものをいう。 届出義務者とは、「法第3条第1項ただし書きの確認に係る土地の所有者等」である。 	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出を行おうとする土地の所在地をいう。住居表示に関する法律にいう住居番号を記載すること。 	
土地の形質の変更の場所	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面が添付されていること。 当該図面において、土地の形質の変更が行われる範囲が明示されており、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること。 	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出を行おうとする土地の形質の変更の規模を記載する。 掘削部分と盛土部分の合計面積を記載すること。 	
土地の形質の変更の着手予定日	<p>当該届出を行おうとする土地の形質の変更に着手する予定日を記載する。着手する日とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない。</p>	
法第3条第1項のただし書きの確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更	工場又は事業場の名称	<ul style="list-style-type: none"> 当該報告を行おうとする工場又は事業場の一般名称を記載すること。 例：〇〇〇株式会社××工場 なお、工場又は事業場の区画の判断は、日本標準産業分類の「事業所の定義」の例による。
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づく届出情報と整合がとれていること。 住居表示に関する法律にいう住居番号を記載すること。

添付書類	<ul style="list-style-type: none">• 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図• 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図• 土地の登記事項証明書（確認ができない場合は、職権により当該土地の所在する地域を管轄する地方法務局から登記事項証明書等を取得し確認。）
------	---

土地の形質の変更に係る届出書（法第4条第1項）の形式審査基準

事 項	審 査 基 準
様 式	<ul style="list-style-type: none"> 法令で指定されたものであること。
提出部数	<ul style="list-style-type: none"> 2部（正本1部、写し1部）
届出年月日	<ul style="list-style-type: none"> 届出の日であること。 土地の形質の変更の着手予定日より30日以上前であること。
住 所	<ul style="list-style-type: none"> 住所は、実質的に生活の本拠たる場所（客観的に生活の中心地であればよい。）をいい、法人については、主たる事務所又は本店の所在地を記載すること。 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）にいう住居番号を記載すること。
名称及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出義務者の名称及び氏名を記載すること。法人にあってはその名称及びその代表者の氏名をいう。 法人における代表者とは、法人の意志の決定又は実行に参与する地位にありその行為が法人の行為とみなされるものをいう。 届出義務者とは、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者をいう。 土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。 工事の請負の発注者と受注者の関係では、工事の施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当する。
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出を行おうとする土地の所在地をいう。住居表示に関する法律にいう住居番号を記載すること。
土地の形質の変更の場所	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面が添付されていること。 当該図面において、土地の形質の変更が行われる範囲が明示されており、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出を行おうとする土地の形質の変更の面積及び当該土地の形質の変更に係る深さを記載する。 面積には、掘削部分と盛土部分の合計面積を記載すること。
土地の形質の変更の着手予定日	<ul style="list-style-type: none"> 当該届出を行おうとする土地の形質の変更に着手する予定日を記載する。 着手する日とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含まない。

現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	<ul style="list-style-type: none"> 当該報告を行おうとする工場又は事業場の一般名称を記載すること。 例：〇〇〇株式会社××工場 なお、工場又は事業場の区画の判断は、日本標準産業分類の「事業所の定義」の例による。
	有害物質使用特定施設の種類の	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法上の届出情報と整合がとられていること。
	有害物質使用特定施設の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 図面等の中に施設の設置場所を明らかにして図示すること。
	特定有害物質の種類	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法上の届出情報及び有害物質使用特定施設一覧と突合わせ、整合がとれていること。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図 形質変更の対象となる土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（登記事項証明書等、写し可）※1、※2 土地利用履歴書（任意、様式自由） 土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料（任意） 法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査結果（任意） 法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査結果を添付する場合は、土地所有者等の同意書※3 <p>※1 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合は必須。同一であるという場合も確認のため行政指導として提出を求める。この場合、提出がなくとも届出の受理及び審査等可能。</p> <p>※2 登記事項証明書のほか、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が該当する。</p> <p>※3 法第4条第2項の規定による土地所有者等の同意は、法第4条第1項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。なお、当該同意については、土壤汚染状況調査に係る請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類により代えることも可能。なお、調査報告書の審査基準は、別紙第5の1を参照すること。</p>	